

平 14 全経外第 17 号

平成 14 年 8 月 30 日

企業会計基準委員会 御中

全国銀行協会

「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準適用指針
(その2)(案)」に対する全銀協意見書について

今般、当協会では、標記適用指針公開草案に対する質問を下記のとおりとりまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

「吸収合併に関する自己株式の会計処理（抱合せ株式に合併新株を割当てた場合） - 第8項」について
(質問)

第8項の第二案では、抱合せ株式に合併新株を割当てた場合の被合併会社株式の消滅損を「資本勘定から減額する」こととしているが、この「資本勘定」は、被合併会社から引継ぐ純資産に限定されるのか。それとも合併会社の純資産、特にその中の「その他資本剰余金」も対象となり得るという理解でよいのか、確認したい。

被合併会社から承継される純資産額は簿価純資産であるため、「抱合せ株式の簿価 > 被合併会社からの承継純資産額」となるケースが考えられる。このような場合に第二案を適用すると、承継純資産額で減額しきれない消滅損が残ることになる。残された消滅損は、通常、合併会社の未処分利益から控除することになると思われるが、「その他資本剰余金」を原資にした自己株式消却が可能であることを考慮すれば、この消滅損を合併会社の「その他資本剰余金」から減額する方法も認められるものとする。

なお、本質問は第一案、第二案のどちらがより適切かを判断するための材

料になるという訳ではないが、仮に適用指針で第二案を採用することとなった場合には、上記の論点についても明示いただきたい。

以 上